



平成 24 年 3 月 29 日

各 位

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 会 社 名 株式会社ユニマツトそよ風 | |
| 代表取締役名 | 代表取締役社長 渡 邊 信 義 |
| (J A S D A Q ・ コード 9707) | |
| 問い合わせ先 | 取 締 役 小 野 吉 広 管 理 本 部 長 |
| 電 話 番 号 | 03 (5413) 8228 |

訴訟の判決（控訴審判決）に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 18 日付け「当社前代表取締役に対する当社からの訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成 23 年 9 月 2 日付け「訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の元代表取締役であった神成裕氏を被告として、さいたま地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、平成 23 年 9 月 2 日、同裁判所より、当社の請求を全て認容する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。その後、同月 15 日、神成裕氏より、東京高等裁判所に対して控訴が申し立てられましたが、本日、同裁判所より、第一審に続いて、神成裕氏の控訴を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 24 年 3 月 29 日

2. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社は、当社元代表取締役である神成裕氏に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債を引き受けたことに関して当社に生じた損害の一部である 4 億円につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟を提起していました。第一審では、当社の主張が全面的に認められ、当社の請求を全て認容する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。神成裕氏は、これを不服として、平成 23 年 9 月 15 日に東京高等裁判所に控訴しましたが、本日、同裁判所の判決においても、当社の主張が全面的に認められ、神成裕氏の本件控訴は棄却され、当社が勝訴いたしました。

なお、当社は、神成裕氏の資産状況が不明であったことから、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して当社に生じた損害のうちの 4 億円を一部請求していたものですが、今後、神成氏の資産状況が判明した場合は、回収可能性に応じて残額についての損害賠償請求を検討してまいります。

3. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後、業績予想への影響が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

なお、今回の判決に対する神成裕氏の対応は明確に示されておりませんが、神成裕氏より上告された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応して参ります。

以上